

すず ぎ みち や
鈴 木 道 也

学位の種類 博士(文学)

学位記番号 文博第60号

学位授与年月日 平成10年3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)
西洋史学専攻

学位論文題目 中世フランスにおける「慣習法文書」の比較研究

論文審査委員 (主査)
教授 松本宣郎 教授 佐藤勝則
教授 安田二郎
教授 齊藤征雄
助教授 小野善彦

論文内容の要旨

第I章 「慣習法文書」研究の視角と課題

従来、中世フランスの諸侯領＝プランシポータは、カロリング帝国崩壊後、国家的統一の最下限と称される時期に機能し、王権の伸長とともに解体する過渡的形態であると理解されてきた。しかし最近の研究状況は、かかる理解に批判を加え、それが持つ独自の歴史的意義に注目しつつある。従って我々が当該期(12～13世紀)及びそれ以降のフランス王国の構造的特質を理解するためには、領域的な対象としてこの諸侯領を取り上げ、その歴史的性格を改めて問題にしなければならない。この時、諸侯領研究にあっては諸侯－中小領主関係と諸侯－領民関係という二つの視角を設定することが可能であるが、諸侯領の一体性を象徴する諸侯の公的至上性は、諸侯－中小領主関係においてレーン制的紐帯に依拠して実現される諸侯の封建的上位性とは異質なものであると判断し、諸侯－領民関係において行使される諸侯統制権の一側面を「慣習法文書」の名で総称される文書史料の分析を通じて明らかにすることを本論文では目的

とした。この文書は「一つの集落もしくは集落のグループの住民に多様な性格・内容を含みうる特別の権利を認可した、領主によって布告された文書」と定義され、その歴史的意義を巡っては、領民側の利害を基幹に据える視点から授与領主の主導的側面を強調しようとする視点へと方向性を転換してきており、更に文書授与に携わる領主層の多くを諸侯層が占めていること、また文書の殆どが12世紀から13世紀に授与されていること、などの点から見て問題の解明にとって有効であると判断した。

但し、諸侯領が地域的多様性を有し、この多様性が当地における「慣習法文書」を含むあらゆる法文書の形態的・内容的多様性に影響を及ぼしていることに鑑みて、具体的な検討に際しては複数地域の「慣習法文書」の比較研究という手法を採用するとともに、当該期が慣習法的秩序の動揺に伴う全ヨーロッパ的な法成文化運動の初期段階に位置していることを踏まえ、分析にあたっては「慣習法文書」の法制史的位置づけにも配慮した。

第Ⅱ章 「慣習法文書」の基本的性格

近年の研究動向を代表するL.ジェニコは、神聖ローマ帝国内の一諸侯領に関する研究から、当該文書の普及と諸侯領形成との密接な結びつきを指摘する。彼は①諸侯が文書普及の主導権を握っている②文書受領集落は諸侯権力の不安定な地域に集中している③文書は全て首邑の法を内容としている、の三点を根拠として挙げ、文書授与によって諸侯は反対勢力を抑止し所領の法的統一を意図した、と結論する。本章はかかるジェニコの見解を出発点とし、当該文書が広く普及したフランス北東部の「慣習法文書」を取り上げ、その内容及び普及過程に関する検討から得られた知見を彼の主張と照合する作業を行った。

検討の結果、以下の点が明らかになった。「慣習法文書」は、直轄支配圏の再編・拡大を意図する諸侯層、あるいはそれに対抗する領主層による特定集落への支配権安定化を目的として、当地の慣習法を領主側が尊重する旨の誓約に引き続いて、諸侯－領民関係の具体的内容を成文化したものであった。授与者の支配が住民に受容されることを第一義に、領主は諸賦課の面で他の集落に比して有利な特権を与えているが、支配権の中核をなす裁判権に関しては慎重なまでに自らの上級裁判権者としての立場を明記している。また文書は母法となる特許状との系列関係を保ちつつも、在地の状況及び授与者固有の事情や関心に依じて改変が施され、その内容は非常に多様である。しかしいかなる諸侯層であっても、当地の慣習法の保護者としての立場を乗り越えて文書を発給すること、即ち当該文書の系列性を無視し、この文書の授与を以て諸侯領内に統一的な法構造をつくり出すことは出来なかった。それは既存の慣習法の広がりを持し、その上に重なる形で複数の諸侯の支配圏が再編・拡大されていったことを示しており、ここに我々は12・13世紀における「慣習法文書」の授与を通じた諸侯統制権の深化とその限界を見出すことが出来る。

第三章 サヴォワ地方の「慣習法文書」

神聖ローマ帝国に属し西辺がフランス王国に接するサヴォワ伯領では、12世紀末以降、数多くの「慣習法文書」が普及している。当該地方の「慣習法文書」の性格に関しては従来、北東フランス地方と同様のものとして理解されてきた。しかし、フランス王国における王権・王領地の集権的拡大、神聖ローマ帝国における諸領邦の分立という相反する現象のいずれにも組み込まれることなく、サヴォワ地方が独自の自立性と統一性を維持し続けた点を重視し、本章では伯が授与した「慣習法文書」の分析を通じて伯領の統治構造の一端を明らかにすること、またかかる過程で浮かび上がる当地の「慣習法文書」の独自性を当該文書研究全体の中に定置し、この文書の地域類型的な把握を目指すこと、の二点を課題とした。

検討の結果、以下の点が明らかになった。当該伯領の慣習法文書は、領民に認められた特権の内容において北東フランス地方を上回るものではなく、文書を受領した伯領内の都市は、これまでは重要な交易路上に位置するというその地理的な位置に助けられて十全な発展を遂げたと理解されてきたが、有力な特産品を持たず、また文書に規定された伯の厳格な市場統制が妨げとなって、自由な経済発展がむしろ阻害された側面を持っている。慣習法文書が領民側に自律的な経済的・政治的発展の機会を与えたとは言えない。一方伯は、主として諸賦課の固定化という方向でのフランシーズを認める一方で、バナリテや罰金の徴収にあたっては商業統制とともに主導性を発揮している。また賦課内容及び罰金額については、多少地域的な違いはあるものの全体としては非常に均質であるが、より詳細に見れば、それらは将来の行政・上級裁判管区に対応する形で複数の系列に分類される。集落民は、特権の内容において必ずしも十分とはいえないこの特許状の受け入れによって、伯の保護下で近隣の中小領主＝騎士層・聖職者の干渉を排し、彼らをも取り込む形で集落の治安の維持を求め、またその地域政治拠点としての機能を高めていった。このような法文書の性格は、諸侯主導の下で固有の法慣習を持つ地域を統合し、そこにひとつの統一かつ組織的な法体系を築き上げようとする試みこそが、サヴォワ伯領における慣習法文書の授与であったということを意味している。そしてかかる独自性の高い文書授与・普及の背景には、ローマ法理念・技術の援用というサヴォワ伯領の特殊な事情が推測された。

第四章 アルザス・ロレーヌ地方の「慣習法文書」と「判告集」

本章では、13～14世紀のアルザス・ロレーヌ地方において領主＝領民間の慣行を成文化した二種の法文書、「慣習法文書」と「判告集」を比較検討した。両文書の機能を巡る個別研究史はともに領主側の政策的意図を重視する方向にあるが、かかる見解だけを以ては両文書普及地域がモーゼル川という明確な地理的境界を持つ事実を説明出来ないと考え、領主＝領民間の法的活動の場となった集落の構造的特質にこの問題を解決する糸口を求めた。

検討の結果、以下の点が明らかになった。「慣習法文書」受領集落に関しては、文書購入の経緯や、村方役人層の固定化及び彼らへの政治的・司法的機能の集中傾向から、当該集落をとりまく社会・経済状況の急速な変化と住民構成の重層化が確認される。他方「判告集」作成集落では、集落が領主側に対し森林地・牧草地を共同体の財産として主張し、その主張が「判告集」の中で共同体による共有地管理として反映されている点、また裁判集会への領民の積極的な関与と、彼らと村方役人との賦課徴収・支払いを巡る連帯性を指摘することができる。これらの点から、領民の判告が中心的な役割を演じた「判告集」作成集落と比べ、「慣習法文書」受領集落は団体的な法形成力を十分に発揮し得なかったのではないかと思われる。

第V章 「慣習法文書」と「慣習法書」

13世紀に始まる全ヨーロッパ的規模での私人による法記録運動は、法の閉鎖性・局地性を打ち破る試みであるとともに、国内法成文化過程の先鞭をなすものとされ、同世紀後半にフィリップ・ド・ボーマノワールが著した「ボーヴェジ慣習法書」（以下「法書」と略記）は、代表的著作として極めて高い評価を受けてきた。ところが最近の研究によれば「法書」は同時代及びその後数世紀間人気を得ることなく、ほとんど広まらなかったことが指摘されている。従来の研究は、後世の評価を拠り所にして「法書」を法統一化への先鞭をなす画期的著作としてフランス中世法制史上に位置づけてきたのである。本章ではかかる指摘に注目し、「法書」の性格を再検討する作業を通じて、「法書」への高い評価の下でその関連が不明確なままにされている、「慣習法文書」と上級権力、特に王権によるその後の慣習法成文化活動との関係について考察する手がかりを得ることを目指した。

検討の結果、以下の点が明らかになった。13世紀以降作成された多くの慣習法書のうち、少なくとも「法書」に関しては、上級権力が主導する法成文化過程の一段階を画すものと位置づけることは出来ない。法曹官僚集団の初期的形成に象徴される法意識の変化が、当時のフランス王国において生じていたこと、また諸侯（国王）の指示による或いは直接的な指示は少なくとも彼らとの個人的関係を持つ特定人物を中心とした法集成が一定の成果を挙げ、全王国内的慣習法成文化への先鞭となったこと、は事実であるが、そうした動きが見られる地域はいずれも「慣習法文書」普及の殆ど見られない地域と重なっている。対して「法書」は、伝統的地方貴族出身の法官僚が、自らの職務であるバイイの職務覚え書きという体裁をとりつつそこに自己の法理念を織り込んでいった著作であり、現実レベルにおいては充分に対応しきれていない不完全さを見せている。そのことは当該地方の支配を巡る争いの最前線で記録されていた「慣習法文書」との比較から明らかである。著者の法認識は保守と革新、多様と統一の間を揺れ動いており、一概に要約することはできない。実用書としても思想書としても中途半端なところがあり、それがこの著作の同時代的な評価を困難にしてしまったのではないかと思われる。

第VI章 総括

以上、本論文では中世フランス地域を中心に、諸侯層が直轄領下の領民に授与した「慣習法文書」の分析を、共時的には北東フランス地方、アルザス・ロレーヌ地方そしてサヴォワ伯領の慣習法文書を比較検討することで、また通時的には法制史上「慣習法文書」の次段階に位置づけられている「慣習法書」の性格を再検討することで行ってきた。それは最終的には、近年その歴史的意義が再評価されつつある中世フランスの諸侯領を統制する諸侯の公的至上性と、彼らの法形成力との関連を説明することを目的としていた。

これまでの検討から「慣習法文書」について明らかになった諸事実を、従来の見解との明確な相違点に限定して指摘すれば以下ようになる。即ち、近年の「慣習法文書」研究は、L. ジェニコの所説に従って当該文書を諸侯統制権深化の一方策として理解しているが、①（第二章から）諸侯層は文書授与を通じて主導性を発揮することや、文書内容に自らの領主制的な意図を盛り込むことは出来ても、当地の慣習法の保護者としての立場を乗り越えて文書を発給すること、この文書の授与を以て諸侯領内に統一的な法構造をつくり出すことは出来ない。北東フランスにおける諸侯支配権（圏）の再編・拡大は、慣習法の多様な広がりの上に重なる形で行われている。

ところが②（第三章から）サヴォワ伯領では、一方では領内における文書内容の均質性が、他方で系列文書の普及圏と将来の行政・上級裁判管区との緊密な対応関係が確認され、かかる文書の特徴は、諸侯主導の下で固有の法慣習を持つ地域を統合し、そこにひとつの統一的かつ組織的な法体系を築き上げようとする試みこそが、サヴォワ伯領における慣習法文書の授与であったことを示している。北東フランスの慣習法文書とこのこうした性格の相違から、当該文書に関する厳密な史料類型設定の可能性が開けた。

更に、③（第四章から）従来同一の理解の下に置かれていたフランスの「慣習法文書」とドイツの「判告集」成立の背景に、文書受領集落の構造的相違があったことが明らかになった。特に「慣習法文書」受領集落に関して言えば、当該集落をとりまく社会・経済状況の急速な変化と住民構成の重層化の結果、当地においては団体的な法形成力を十分に発揮し得なかったのではないかと、という見通しを得た。

また極めて限られた概観ながら、④（第五章から）13世紀後半以降活発化する私人による法採録活動は、その全てが直ちに王権主導の全王国的な慣習法成文化作業の前段階を成すものとして国制・法制史上に位置づけられるわけではないことが確認された。

以上の諸見解を踏まえ、我々は中世フランスにおける諸侯並びに諸侯領に関し次のような事実を指摘することが可能であろう。即ち、この法文書の授与・普及によって諸侯に賦与される（慣習）法の保護者という性格は、彼らによる支配権（圏）の拡大と緻密化を正当化する根拠

になる一方で、彼ら自身が法の統一、制定へと踏み出す際の足枷にもなっていた。また領民側は、この法文書を後ろ盾に自らの特権を維持し、且つ諸侯による集権化に対して効果的に対抗しつつも、慣習法の成文化に慣習法文書という形態をとることで、本来法共同体成員の同意を成立要件としていた慣習法的秩序を維持するためには、以後上級権力の存在が必要不可欠であることをはっきりと認めたのである。それは国王、諸侯による法統一、制定の試みに口実を与えるものでもあった。そして、慣習法文書を通じて浮かび上がるこの二面性こそが、中世フランス諸侯の領域支配を特徴づけているのである。

論文審査結果の要旨

本論文は中世フランスの諸侯領における諸侯統制権（諸侯と領民との関係における）を慣習法文書の比較研究に基づいて論じた研究であり、12、13世紀を中心として三主要地域（北東フランス、サヴォワ、アルザス・ロレーヌ）の慣習法文書を、また同文書と、ややのちに成立する慣習法書を、それぞれ比較考察の対象としている。

第Ⅰ章「慣習法文書研究の視角と課題」では、12、13世紀のフランス王国の構造的特質を理解するためには、従来不当に低い評価を受けてきた諸侯領の研究、就中諸侯統制権の究明が不可欠であることが確認される。そしてこの時代、主に諸侯が授与し、実施の主導権を握っていた「慣習法文書」がその究明の主たる史料として着目される。かくして「研究史を辿る中で必然的に選択された」三地域（北東フランス、サヴォワ、アルザス・ロレーヌ）の慣習法文書及び慣習法書が地域的及び時代的な比較考察の対象として設定されるのである。本章における研究史の整理は的確であり、史料の位置づけと研究視角の設定も説得的である。

第Ⅱ章「慣習法文書の基本的性格」では、この種の文書が広く普及したフランス北東部を対象として、同文書の成立事情とそれを諸侯がどう利用したかが論じられる。「慣習法文書」は直轄支配圏の再編・拡大を意図する諸侯あるいはそれに対抗する他の領主たちが特定集落の支配権の安定化を目的として、その慣習法を領主側が尊重する旨の誓約に引き続いて、領主と領民の関係の具体的内容を成文化したものである。論者は重層的に存在する史料群を精密に検討し、いかなる諸侯であっても当該地域の文書の系列性を無視して、この文書の授与を以て諸侯領内に統一的な法構造をつくりだすことはできなかったことを論証している。その上で論者は既存の慣習法の多様性は尊重され、その上に重なる形で複数の諸侯の支配圏（諸侯領）が再編・拡大されていったこと、ここに12、13世紀における「慣習法文書」の授与を通じた諸侯統制権の深化とその限界を見出しうることを指摘する。

第Ⅲ章「サヴォワ地方の慣習法文書」では、この伯領における慣習法文書の授与は、独占的・主導的に文書を授与する伯（諸侯）主導の下で固有の法慣習をもつ地域を統合し、そこにひとつの統一かつ組織的な法体系を築き上げようとする試みであるとして、これを北東フランスの「慣習法文書」と同列においてきた通説を否定し、かかる独自性の高い文書の授与と普及の背景に、ローマ法の理念と技術の援用というサヴォワ伯領の特殊な事情を推測している。丹念な史料の繙読に基づく卓見が余すところなく示されている。

第Ⅳ章「アルザス・ロレーヌ地方の慣習法文書と判告集」では、13～14世紀の当該地方においては領主と領民の間の慣行を成文化した二種の法文書、「慣習法文書」と「判告集」とにそれぞれ従う二つの集落の構造を比較検討している。「慣習法文書」受領集落については、村方役人層の固定化及び彼らへの政治的・司法的機能の集中傾向から、当該集落をとりまく社会・経済状況の急速な変化と住民構成の重層化が顕著であった点を確認し、他方「判告集」作成集落では、集落が領主側に対し森林地・牧草地を共同体の財産として主張し、その主張が「判告集」の中で共同体による共有地管理として反映されている点、また裁判集会への領民の積極的な関与と、彼らと村方役人との間に賦課徴収やその支払いを巡る連帯性が存したことを見いだす。以上より論者は、領民の判告が中心的な役割を演じた「判告集」作成集落と比べ、「慣習法文書」受領集落は団体的な法形成力を十分に発揮しえなかった、と結論する。従来の通説を踏まえつつ、当該地方における二種の法文書と二つの地域の対照を明らかにするという点で、通説を乗り越える深い洞察が読みとれる。

第Ⅴ章「慣習法文書と慣習法書」では、法が成文化されてゆく過程において「慣習法文書」の次の「慣習法書」段階の代表的著作とされる13世紀後半のポー・マノワール著「ボーヴェジ慣習法書」（以下「法書」）に検討を加えている。13世紀以降作成された多くの慣習法書のうち、少なくとも「法書」に関しては、通説の如く上級権力が主導する法成文化過程の一段階を画すものと位置づけることはできないことが確認される。すなわち、初期的な法曹官僚集団の形成に象徴される法意識の変化が当時のフランス王国において生じていたこと、諸侯（国王）の指示による法集成が一定の成果をあげ全王国的な慣習法成文化への先鞭となったことは事実としても、そうした動きが見られる地域はいずれも「慣習法文書」の普及が殆ど見られない地域であることが指摘される。この「法書」は、伝統的地方貴族出身の法官僚たる著者が、自らその職にあったバイイの職務覚書という体裁をとりつつそこに自己の法理念を織り込んだ著作であり、慣習法文書の発展によって生み出されたものとは言えず、その内容には現実の法状況との乖離が見られることが明らかにされている。

かくして論者は、本論文を総括して、慣習法文書を通じて浮かび上がる二面性——①「慣習法文書」の授与と普及によって諸侯に付与される（慣習）法の保護者という性格は、彼らによ

る支配権（圏）の拡大と支配の強化を正当化する根拠となる一方、彼ら自身が諸侯領の法的統一、新たな法の制定へと踏み出す際の足かせにもなっていたこと。他方、②領民側は、この法文書を後ろ盾に自らの特権を維持しかつ諸侯による集権化の試みに効果的に対抗しつつも、「慣習法文書」という形での慣習法の成文化を受け入れたことで、本来法共同体成員の同意を成立要件としていた慣習法的秩序を維持するためには、以後上級権力の存在が必要不可欠であることをはっきりと認めたことを意味しているのであり、それは国王、諸侯による法の統一と制定の試みに口実を与えるものでもあったこと。――を指摘し、かかる二面性こそが、中世フランスにおける諸侯の領域支配を特徴づけているものであることを確認する（第VI章「総括」）。

論者の研究は、中世フランス国制史、法制史の関連研究文献を幅広く渉猟し的確に整理した上で研究課題と視角を設定し、「慣習法文書」を中心とする膨大な法史料を丹念に分析しその精密で妥当な解釈を立論の根底に据えた、理論的にも実証的にもきわめて密度の高い優れた研究であり、その研究成果は従来の研究を大きく進展せしめるものであって、斯界の学問的発展に寄与するところ大なるものがある。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。